

特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、地方税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和8年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 〔概要〕 ・地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、税情報から課税・非課税証明書を発行する。 〔処理の流れ〕 ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② eLTAX及びマイナポータル申請管理にて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 ⑤ 当初課税時には大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 ⑥ ⑤で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。 ⑦ 賦課に必要な情報（生活保護・障害等）を照会し取得する。 （対象者が区内在住の場合は団体内統合宛名システム経由、区外在住の場合は中間サーバー経由） ⑧ 団体内統合宛名システム経由で住基情報を取得する。住民登録がなく、個人番号が特定できない者は、本人、勤務先又は住民基本台帳ネットワークシステムに照会し所在地及び個人番号を特定する。 ⑨ eLTAXにて送信する回送資料データや税額通知データ等をeLTAX各種システムに格納する。 ⑩ 他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑪ 課税決定者への納税通知、給与支払者・年金保険者への税額通知等を通知する。 ⑫ 作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で中間サーバーへ提供する。 ⑬ 作成された賦課情報を団体内統合宛名システム経由で庁内各業務システムへ移転する。 ⑭ 賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。 ⑮ 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。 2 軽自動車税賦課関連業務 〔概要〕 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 〔処理の流れ〕 ① 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ② 住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③ 他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 ④ 上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者等（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 ⑤ 納税義務者に税額を通知する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ⑥ 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等

	⑥減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。 3 収納関連業務 [概要] ・地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき賦課された個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 [処理の流れ] ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき住民等に督促状を送付する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 ⑦軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。 4 滞納整理関連業務 [概要] 地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、国税徴収法に基づき、個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納情報を管理する。 [処理の流れ] ①個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 ④地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、国税徴収法に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。 ⑤滞納者に財産がある場合、滞納処分として差押・交付要求又は公売・配当・充当を行い、その情報を記録する。 ⑥滞納者に財産がない場合、滞納処分として執行停止を行い、その情報を記録する。 ⑦時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行い、その情報を記録する。
③システムの名称	1 住民税システム 2 課税原票管理システム 3 地方税ポータルシステム (eLTAX (エルタックス)) 4 滞納管理システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム 8 RPAツール 9 マイナポータル申請管理 10 個人住民税申告ポータル 11 通知IFS 12 窓口DXSaaSシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税賦課情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第2の1の項 ・地方税法第747条の5の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 [情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6008
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6008
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない (入手) ☐ 接続しない (提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限を必要最低限の職員に限定している。また、複数人での確認を行うようにしている。住基システム照会においては4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている ☐ 十分にしている ☐ 十分にしている ☐ 十分にしている	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か[再掲]	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項	・番号法第9条第1項 別表第一第16項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第3項	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (第27の項)	・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (第27の項) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年11月7日 時点	平成29年11月13日 時点	事前	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年11月7日 時点	平成29年11月13日 時点	事前	
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月13日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	2 軽自動車税賦課関連業務 [概要] 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 [処理の流れ] ①住民等から軽自動車税申告書の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民等から軽自動車税廃車申告書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	2 軽自動車税賦課関連業務 [概要] 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 [処理の流れ] ①住民等から軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民等から軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6241	墨田区区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6008	事後	
令和1年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため。
令和2年6月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	墨田区は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	墨田区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	I 関連情報 3. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち、第四欄 (特定個人情報) に「地方税関係情報」が含まれる項 (第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74, 80,84,85- 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) 第一欄 (情報照会者) が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (第27の項) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	[情報照会] ・番号法 第19条第7号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 [情報照会] ・番号法 第19条第7号 別表第2 第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち、第四欄 (特定個人情報) に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	
令和2年6月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月13日 時点	令和2年5月30日時点	事後	
令和2年6月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年11月13日 時点	令和2年5月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和3年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月30日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和3年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月30日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和4年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〔情報照会〕 ・番号法 第19条第7号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 〔情報提供〕 ・番号法 第19条第7号 別表第2 第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち、第四欄 (特定個人情報) に「地方税関係情報」が含まれる項 (略) ※ 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	〔情報照会〕 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 〔情報提供〕 ・番号法 第19条第8号 別表第2 第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち、第四欄 (特定個人情報) に「地方税関係情報」が含まれる項 (略) ※ 番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和4年6月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年5月28日時点	令和4年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1 個人住民税の賦課業務 【処理の流れ】 ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 ⑤ 当初課税時においては大量の申告情報が届くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 ⑥ パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	1 個人住民税の賦課業務 【処理の流れ】 ① 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 ② eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ③ ①・②で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ④ ①・②で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 ⑤ 当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 ⑥ ⑤で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	2 軽自動車税賦課関連業務 〔処理の流れ〕 ①住民等から軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 ②住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 ④上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者に税額を通知する。 ⑥減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。	2 軽自動車税賦課関連業務 〔処理の流れ〕 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 ④上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者等（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者に税額を通知する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ⑥減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	3 収納関連業務 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関から住民等が納付、納入した情報を取得する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	3 収納関連業務 【処理の流れ】 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所地在所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 ⑥収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 ⑦軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事後	
令和5年6月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	4 滞納整理関連業務 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。	4 滞納整理関連業務 【処理の流れ】 ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 住民税システム 2 課税原票管理システム 3 地方税ポータルシステム (eLTAX (エルタックス)) 4 滞納管理システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム	1 住民税システム 2 課税原票管理システム 3 地方税ポータルシステム (eLTAX (エルタックス)) 4 滞納管理システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム 8 RPAツール	事後	
令和5年6月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第2の1の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	I 関連情報 3. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	[情報照会] ・番号法 第19条第7号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 [情報照会] ・番号法 第19条第7号 別表第2 第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち、第四欄 (特定個人情報) に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	[情報照会] ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 [情報提供] ・番号法 第19条第8号 別表第2第三欄 (情報提供者) が「市町村長」の項のうち第四欄 (特定個人情報) に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	
令和5年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	地方税に関する事務	地方税・森林環境税に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1 個人住民税の賦課業務 〔概要〕 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出され た申告や、給与支払者・年金保険者から提出され た支払報告書等を基に住民税額を計算し賦 課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課 税・非課税証明書を発行する。	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 〔概要〕 ・地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税 に関する法律に基づき、国税庁・住民から提出 された申告や、給与支払者・年金保険者から提 出された支払報告書等を基に税額を計算し賦 課する。 ・住民からの申請に基づき、税情報から課税・非 課税証明書を発行する。	事後	
令和6年8月26日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	3 収納関連業務 〔概要〕 ・地方税法に基づき賦課された個人住民税及び 軽自動車税の収納情報を管理する。 〔処理の流れ〕 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム 経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所 地が特定できない場合は、住民票関係情報を 住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得 する。 ②個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各 システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から 住民等が納付、納入した情報を取得する。また 納付書発行データ等を共通納税システムを経 由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民 等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民よ り公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録 された公金受取口座での還付金受取の意思表 示がある場合は、情報提供ネットワークシステ ムを介して公金受取口座情報を取得し、処理す る。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税 法に基づき住民等に督促状を送付する。	3 収納関連業務 〔概要〕 ・地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税 に関する法律に基づき賦課された個人住民税・ 森林環境税及び軽自動車税の収納情報を管理 する。 〔処理の流れ〕 ①住民票関係情報を団体内統合宛名システム 経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所 地が特定できない場合は、住民票関係情報を 住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得 する。 ②個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の 賦課情報を各システムから取得する。 ③指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から 住民等が納付、納入した情報を取得する。また 納付書発行データ等を共通納税システムを経 由して送付する。 ④過納付又は誤納付が発生した場合は、住民 等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民よ り公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録 された公金受取口座での還付金受取の意思表 示がある場合は、情報提供ネットワークシステ ムを介して公金受取口座情報を取得し、処理す る。 ⑤納期限までに完納とならない場合は、地方税 法、森林環境税及び森林環境譲与税に関す る法律に基づき住民等に督促状を送付する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	4 滞納整理関連業務 [概要] 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税の滞納情報を管理する。 [処理の流れ] ①個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 ④地方税法、国税徴収法に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	4 滞納整理関連業務 [概要] 地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の滞納情報を管理する。 [処理の流れ] ①個人住民税・森林環境税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 ②滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 ③納税交渉により分割納付又は徴収猶予となった場合、その情報を記録する。 ④地方税法、国税徴収法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、実態調査又は財産調査を行った場合、その情報を記録する。	事後	
令和6年8月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和6年8月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 [情報提供] ・番号法 第19条第8号 別表第2第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄 (特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	[情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 [情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄 (利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	
令和6年8月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月28日時点	事後	
令和6年8月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月28日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月28日時点	令和7年5月30日時点	事後	
令和7年6月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月28日時点	令和7年5月30日時点	事後	
令和7年6月2日	IV リスク対策 項目修正	8. 監査 9. 従業員に対する教育・啓発	8. 人手を介在させる作業 9. 監査 10. 従業員に対する教育・啓発 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	事後	特定個人情報保護評価指針の再検討による
令和7年6月2日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規登録	事後	特定個人情報保護評価指針の再検討による
令和7年6月2日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		新規登録	事後	特定個人情報保護評価指針の再検討による
令和7年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 住民税システム 2 課税原票管理システム 3 地方税ポータルシステム (eLTAX (エルタックス)) 4 滞納管理システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム 8 RPAツール	1 住民税システム 2 課税原票管理システム 3 地方税ポータルシステム (eLTAX (エルタックス)) 4 滞納管理システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー 7 住民基本台帳ネットワークシステム 8 RPAツール 9 マイナポータル申請管理 10 個人住民税申告ポータル	事前	
令和7年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 [処理の流れ] ② eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。	1 個人住民税・森林環境税の賦課業務 [処理の流れ] ② eLTAX及びマイナポータル申請管理にて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。	事前	
令和7年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年7月30日時点	令和6年6月28日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年7月30日時点	令和6年6月28日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和8年7月1日時点	令和7年7月30日時点	事前	
令和8年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和8年7月1日時点	令和7年7月30日時点	事前	
令和8年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	2 軽自動車税賦課関連業務 [概要] 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 [処理の流れ] ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出(四輪の新車登録は電子申告(地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可))を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。	2 軽自動車税賦課関連業務 [概要] 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 [処理の流れ] ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出(四輪の新車登録は電子申告(地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可))を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 ③他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。	事前	
令和8年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称		11 通知IFS 12 窓口DXSaaSシステム	事前	
令和8年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・地方税法第747条の5の2	事前	